

令和8年度 彩の国 “経営革新モデル企業”募集

貴社の成功体験をお知らせください！

▶ “モデル企業”とは？

「経営革新計画」が終了した企業を対象に、計画の実践によって、売上の増加や雇用創出など、着実な成果を上げた企業を「彩の国経営革新モデル企業」として指定します。



▶ 昨年度指定企業



エステック・ラボラトリー（嵐山町／試験機製造業）

- ・従来の「空気圧縮式」に比べて、精度が高い「電動式」の校正試験機（自動車安全実験で用いられるダミー人形の適合性を測定する試験機）の開発に成功しました。
- ・試験機の小型化など顧客ニーズに合わせた技術開発に注力した結果、大手の自動車研究機関からの受注にも成功、自動車関連業界での知名度向上に繋がりました。

株式会社ジェラートマリノ（熊谷市／食料品製造業）

- ・農業従事者の6次産業化支援のため、地域の農産物を使ったジェラートの企画、製造から情報発信、ブランディングまで一貫したサービスの新規事業に取組みました。
- ・廃棄予定あった農産物を原材料として活用することで、食品ロスの削減を実現し、地域農産物の付加価値向上と環境負荷の軽減にも貢献することができました。



シンテック株式会社（長瀬町／電気工事業）

- ・情報通信の発達に伴う需要変化に対応するため、電気通信工事業に進出し、事業の多角化に取組みました。
- ・時短勤務など、従業員のライフステージに合わせた柔軟な働き方を導入し、安定的な雇用の定着を実現しました。
- ・業務のデジタル化も進めた結果、業務効率の向上とともに、業績向上にも繋げることができました。

受付
期間

令和8年7月1日(水)～7月31日(金)

— お申込み、問合せ先等は裏面をご覧ください —

▶ 申請要件

- ・ 次の①～⑤の**すべてを満たす**中小企業者であること。
 - ① 計画期間が令和5年4月1日から申請日までに終了していること。
 - ② 国で定めた付加価値額（営業利益＋減価償却費＋人件費）などの経営指標の目標伸び率を達成していること。
 - ③ 経営革新計画の成果が、売上の増加や雇用創出など、他企業の模範となること。
 - ④ 経営革新計画に基づく取組を公開することが可能であること。
 - ⑤ 県税の滞納がないこと。また、重大な法令違反がないこと。

※過去に指定された企業は対象となりません。

※詳細は以下のURLでご確認ください。

県ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/r2model/20200713.html>

▶ 受付期間・申請方法

令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月31日（金）【必着】

- ・ 経営・金融支援課宛、**電子メール**にて申請してください。
- ・ 選定委員会にて審査後、「彩の国経営革新モデル企業」として指定します。

▶ 提出書類

(1) 申請書（様式指定／Word形式）

※様式は、上記「申請要件」に記載したホームページからダウンロードできます。

埼玉県ホームページ内で「経営革新 モデル企業」と検索してください。

(2) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

3期分（①経営革新計画期間開始前（策定時の直近期）、②計画終了時、③直近）

〈例〉計画期間がR3.4～R7.3の企業の場合

①R3年3月期、②R7年3月期、③R8年3月期の決算報告書が必要になります。

※ただし、③直近の決算が固まっていない場合、試算表を仮提出し、決算書類が固まり次第、御提出いただくことも可能です。

〈例〉計画期間がR3.4～R8.3の企業の場合は、②と③が同一のため2期分になります。

(3) 会社案内、パンフレット

提出先は、「お申込み・お問い合わせ先」をご参照ください。

なお、電子メールでの提出が難しい場合はお問い合わせ先までご相談ください。

▶ 指定されると・・・

1

県知事より指定書を贈呈します。



※前年度の指定式の様子

2

県ホームページや県発行の事例集により、貴社の取組と成果を幅広く紹介します。



▶ お申込み・お問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県 産業労働部 経営・金融支援課 経営革新支援担当（本庁舎5階）
電話：048-830-3910 / FAX：048-830-4814
提出先メールアドレス：a3790-06@pref.saitama.lg.jp

